

BELS 評価料金規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき一般財団法人ベターリビング(以下「財団」という。)が建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金(消費税を含まず。以下、同じ。)は、別表1及び2に掲げるとおりとし、プレート等の交付については別表3に掲げるとおりとする。

(評価料金の納入)

第3条 依頼者は、評価料金を銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 評価依頼とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できると財団が判断したとき。
- (3) あらかじめ財団が定める日又は期間内に評価依頼を行ったとき。

(評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 別表に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないと財団が判断したとき。

(評価料金の返還)

第6条 納入した評価料金は、返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(附則)

この規程は平成26年4月25日より施行する。

(附則)

改定後の規程は平成28年4月1日より施行する。

(附則)

改定後の規程は平成28年7月13日より施行する。

(附則)

改定後の規程は平成29年6月1日より施行する。

(附則)

改定後の規程は令和元年 10 月 1 日より施行する。

(附則)

改定後の規程は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

改定後の規程は令和 4 年 10 月 1 日より施行する。

別表 評価料金表

非住宅用途におけるBELS評価に係る料金は、別表1の(い)欄に記載する算出方法及び(ろ)欄の対象建築物の規模に応じ、(は)欄に定める料金(括弧内は消費税抜きの料金)とする。

別表1 非住宅用途の場合

(い)	(ろ) ※ 1	(は) ※ 2 ※ 3 ※ 4
標準 入力法	1,000 m ² 以下の建築物	77,000 円 (70,000 円)
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下の建築物	110,000 円 (100,000 円)
	2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下の建築物	231,000 円 (210,000 円)
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下の建築物	363,000 円 (330,000 円)
	10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下の建築物	440,000 円 (400,000 円)
	20,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下の建築物	528,000 円 (480,000 円)
	50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下の建築物	660,000 円 (600,000 円)
	100,000 m ² を超え 200,000 m ² 以下の建築物	880,000 円 (800,000 円)
	200,000 m ² を超える建築物	別途見積
モデル 建物法	1,000 m ² 以下の建築物	60,500 円 (55,000 円)
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下の建築物	93,500 円 (85,000 円)
	2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下の建築物	132,000 円 (120,000 円)
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下の建築物	220,000 円 (200,000 円)
	10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下の建築物	275,000 円 (250,000 円)
	20,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下の建築物	330,000 円 (300,000 円)
	50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下の建築物	385,000 円 (350,000 円)
	100,000 m ² を超え 200,000 m ² 以下の建築物	495,000 円 (450,000 円)
	200,000 m ² を超える建築物	別途見積

- ※1 (ろ) 欄の対象建築物の規模は、当該建築物の床面積の合計とする。ただし、以下の場合、(ろ) 欄の規模はそれぞれの床面積を適用できるものとする。
- ① 住宅用途を有する場合は、住宅用途の床面積を除く床面積
 - ② (い) 欄の算出方法でモデル建物法を用いた場合、当該モデル建物用途に供する部分の床面積（複数用途建築物の場合、各用途の合計の床面積とする。）
 - ③ 計算対象とならない部分、あるいは、複数の用途を有する建築物で一部の用途を評価対象外とする場合（用途間の設備の共有などが無く、明確に分離できる場合のみ。）、当該建築物の部分等を除く床面積
 - ④ 上記以外の場合、評価を希望する任意の部分の床面積
- ※2 (は) 欄の消費税抜きの料金は、以下の場合、それぞれの割合で減額できるものとする。ただし、下記の条件が複合した場合、その割引額の上限は9割までとする。
- ① 当機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請を併せて行い、かつ適合性判定と同一の算出方法で計算を行った場合 9割
 - ② 申請対象用途が工場用途单独の場合 2割
 - ③ 評価の業務が効率的に実施できると当機関が判断した場合 1割
- ※3 複数の用途を有する建築物を評価対象とする場合において、以下の場合、(は) 欄の消費税抜きの料金は3/2を限度として増額できるものとする。
- ① ZEB Oriented の表示を希望する場合
 - ② 建物用途部分の『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready の表示を希望する場合
 - ③ モデル建物法で申請する場合、2以上の計算モデルが複合する場合
- ※4 財団が評価を行った建築物の変更に係る評価料金、計算対象となる建築物に空気調和設備を有しない場合等は、その内容に応じて都度見積りとする。
- ※5 計算結果に係わらない変更を行う場合の料金は5,500円（消費税込み）とする。

住宅用途におけるBELS評価に係る料金は、別表1の(い)欄に記載する建て方及び(ろ)欄の適用条件等に応じ、(は)欄に定める料金（括弧内は消費税抜きの料金）とする。

別表2 住宅用途の場合

(い)	(ろ)	(は)
一戸建て住宅	単独申請	29,700円 (27,000円)
	建築物省エネ法に基づく外皮性能基準を用いた他制度との併願申請	11,000円 (10,000円)
	建築物省エネ法に基づく一次エネルギー消費性能基準を用いた他制度との併願申請	5,500円 (5,000円)
共同住宅等 ①+②+③	① 基本料金	82,500円 (75,000円)
	② 住戸部分	2,200円 (2,000円) ×住戸数
	③ 共用部	110,000円 (100,000円)

※ 表の適用に際しては、下記の場合は以下によることとする。

1. 新規評価

- ① ゲストルームは住戸として取扱う。
- ② 共用部分を有しない共同住宅等で、評価対象住戸数が3戸以下の場合、戸当たりの料金は27,500円（消費税込み）とする。
- ③ 共同住宅等にて、「住戸の評価」と「共用部を含む住棟全体の評価」を合わせて行う場合、「共用部を含む住棟全体の評価」の金額とする。
- ④ 財団が指定する計算プログラム等を用いて申請した場合、（は）欄の消費税抜きの料金（共同住宅等にあつては、②住戸部分の料金）から1,000円を減額することができる。

2. 変更評価

財団が評価を行った住宅用途の建築物の変更に係る評価料金は、次のとおりとする。

① 一戸建ての住宅の場合

エネルギー消費性能に変更が生じたときは11,000円（消費税込み）、当該変更以外の変更のときは5,500円（消費税込み）とする。

② 共同住宅等の場合

新規評価の料金に10分の5を乗じた額又は次の額を合計した額のいずれか安い金額とする。

- i) エネルギー消費性能に変更が生じたとき 当該変更住戸数に11,000円（消費税込み）を乗じた額。
- ii) i)以外の変更が生じたとき 当該変更住戸数に5,500円（消費税込み）を乗じた額。
- iii) 評価対象である共用部に変更が生じたとき 11,000円（消費税込み）。

BELS表示製品に係る料金は、別表3の（い）欄に記載する仕様（サイズ、表示方法、枠種別）に応じ、（ろ）欄に定める料金（消費税込み）とする。

別表3 BELS表示製品

製品項目※1		（い）※2	（ろ）※3
シール		A6	8,800円
		B6	8,800円
		B5	9,900円
		省略版横長（100mm×40mm）	7,700円
		省略版四角（59mm×47mm）	7,700円
プレート	室内用カウンター置き プレート （材質：ステンレス）	A6、表貼、枠無	14,960円
		B6、表貼、枠無	15,950円
		B5、表貼、枠無	18,150円
	室内用カウンター置き プレート	A6、表または立体貼、枠無	14,960円
		B6、表または立体貼、枠無	15,950円

	(材質：透明アクリル)	B5、表または立体貼、枠無	17,050円
	屋内用壁付プレート	A4、表または立体貼、枠無	23,100円
	(材質：透明アクリル)	A3、表または立体貼、枠無	26,400円
	屋外用壁付プレート	A4、立体貼、枠白または銀	41,800円
	(材質：透明アクリル)	A3、立体貼、枠白または銀	50,600円
簡易印刷物 + プレート立て		A6・A4・A3・B6・B5	6,600円
<p>※1 各製品の詳細は、別に用意する「BELS プレート・シール アイテム一覧」を参照。</p> <p>※2 仕様は以下による。</p> <p>① A 及び B 版のサイズは、JIS P0138（紙加工仕上寸法）による。</p> <p>② 表示方法の「表貼」とは、アクリルの表面に、図柄と裏地（メタル部分）を全て貼るタイプをいう。</p> <p>③ 表示方法の「立体貼」とは、アクリルの表面に図柄を、アクリルの裏側に裏地（メタル部分）を貼ることで、図柄を浮かび上がらせるタイプをいう。</p> <p>④ 枠種別の「白」とは、白色加工したアルミニウム枠をいう。</p> <p>⑤ 枠種別の「銀」とは、アルミニウム素地枠をいう。</p> <p>※3 壁付プレートの施工費用は含まない（申請者等による手配、負担とする。）。</p>			

（別表1、別表2 共通事項）

- ① 改修前後のBEI等の値を評価する場合、別表1 及び別表2 で定める料金に3／2を乗じた金額を評価料金とする。
- ② 非住宅用途と住宅用途を有する建築物で、いずれの用途も表示・申請対象とする場合、それぞれの用途で算出した料金を、合計した金額を評価料金とする。
- ③ 評価に際し現地調査を希望する場合、現地調査に要する費用（交通費等を含む。）を評価料金に加算する。
- ④ 評価書は電子データにて交付する。
- ⑤ 財団が評価書を再交付する場合の料金は、1通につき5,500円（消費税込み）とする。
- ⑥ 評価書を紙面にて交付する場合、1通につき2,200円（消費税込み）を加算する。

（全別表通事項）

- ① 振込手数料は、申請者にて負担する。